

我孫子市小規模工事等契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な建設工事及び施設の修繕(以下「小規模工事等」という。)について、本市の競争入札参加者登録簿に登録のない市内中小事業者の受注機会の拡大を図るため、小規模工事等の契約を希望する者(以下「契約希望者」という。)の登録に関し、必要な事項を定める。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2に規定する随意契約によるもので、その技術的内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるもののうち、設計金額が50万円以下のものとする。

2 小規模工事等は、受注事業者自らが履行することを原則とし、一括下請けをすることはできない。

(登録できる者)

第3条 この要綱に基づき契約希望者として登録することができる者は、1年以上の営業実績を有し、かつ、本市に本店を有する法人(以下「法人事業者」という。)又は本市に住所を有する個人(以下「個人事業者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 破産者であって復権を得ないもの又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人
- (2) 本市の競争入札参加者登録簿に登録されている者
- (3) 別表に掲げる工事のうち希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 希望する業種について、自ら施工できないと認められる者
- (5) 市税を滞納している者

(登録申請)

第4条 我孫子市小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録しようとする者は、我孫子市小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める申請時期、方法等により申請しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 登記事項証明書(法人事業者に限る。)
- (3) 身分証明書(個人業者に限る。)
- (4) 組合員名簿(組合に加入している場合に限る。)
- (5) 業務経歴書(様式第2号)
- (6) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証する書類の写し

(7) その他市長が必要があると認める書類

(登録の適否等)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録名簿への登録の適否を決定し、我孫子市小規模工事等契約希望者登録決定通知書(様式第3号)又は我孫子市小規模工事等契約希望

者登録却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録名簿への登録を決定をしたときは、登録名簿に登録するとともに、当該登録名簿を公表するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、2年とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（登録者の取扱い）

第7条 市長は、第2条に規定する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、積極的に見積り参加及び受注の機会を与えるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、競争入札参加者登録簿に登録された者の選定を妨げるものではない。

（登録事項の変更等）

第8条 登録者は、登録事項に変更があったときは我孫子市小規模工事等契約希望者登録事項変更届（様式第5号）を、営業を休止し、又は廃止したときは我孫子市小規模工事等契約希望者登録辞退届（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

（1） 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合

（2） 倒産又は破産した場合

（3） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行った場合

（4） 前各号に掲げるもののほか契約に関し不正又は不誠実な行為があった場合

2 市長は、前項の取消しを決定したときは、我孫子市小規模工事等契約希望者取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。